

令和2年度

村立幼稚園及び中学校給食費の段階的無償化を実施!!

3月定例議会において新年度の予算が可決され、新たな子育て支援事業として学校給食費の段階的無償化を実施することになりました。内容は次のとおりです。

■目的

村立幼稚園児及び中学生を対象に学校給食費の無償化を実施し、「子育て世帯」の保護者への経済的負担を軽減し、より子育てしやすい環境の向上を図る目的とします。

■対象園児及び生徒

村内在住で村立幼稚園及び中学校へ在籍し、学校給食を提供している園児及び生徒

■無償化の金額

幼稚園児：年間 35,000 円

中学生：年間 42,900 円 × 3 か年 = 128,700 円

■段階的無償化

段階的無償化とは、令和2年度より限られた財源の中で幼稚園児及び中学生を対象に給食費を無償化し、更に持続できる「子育て支援」の財源を検討し、小学生（年間 38,500 円 × 6 か年 = 231,000 円）への完全無償化を検討してまいります。

■未収金の取扱い

この制度により令和2年4月以降からは、新たな給食費（幼稚園及び中学校）の保護者負担は発生しませんが、令和2年3月までの給食費の未収金は引き続き徴収いたします。

学校給食費の **滞納** がある方への法的措置を実施しています！

〈法的措置〉

学校給食の円滑な運営、保護者負担の公平性、公正性を確保するため、債権確保の徹底、債権回収の強化に努めています。

〈支払督促〉

支払督促とは、金銭等の請求について、債権者（村）の申立てにより、裁判所書記官が債務者（滞納者）に支払いを求める手続きです。

民事訴訟法の規定により、異議の申立てがあると、訴訟に移行することになります。

〈注意〉

滞納がある方には、督促や電話・文書・臨戸による催告等の納入交渉を行っておりますが、完納していただけない方に対しましては、随時、法的措置を行いますので、放置せずに早めにご相談ください。

なお、法的措置に進むと、勤務先等に裁判所から通知が送付され、また、訴訟に移行された場合は、議会の議決が必要なため議案等により個人の情報が公になる場合があります。

お問い合わせ：恩納村学校給食センター ☎966-8515